

「医療保険制度」の改正について



本年4月1日より改正された「医療保険制度」について、長寿医療制度を中心に上げます。該当する方にとっては、費用負担と給付に影響がありますのでチェックしてください。

1. 窓口負担割合の改正

(1) 70歳から74歳の窓口負担据置

本年4月より、これまでの1割負担から2割負担に増加することが決定していましたが、平成21年3月までの1年間、引き続き1割負担に据え置くことになりました。ただし、すでに3割負担の方や一定の障害認定を受けた方は除かれますのでご注意ください。

(2) 乳幼児2割負担の拡大

従来より、三歳未満の乳幼児における窓口負担は、通常の3割負担が2割負担に軽減されていました。少子化対策の一環として、2割負担となる対象者が、小学校入学前までに拡大されました。もっとも、乳幼児医療については、自治体より補助（助成）制度があるのが一般的で、補助を含めた実質負担がゼロになるケースもあります。ただし、あくまでも自治体単位での補助であり、対象者や所得要件などは各自治体によって異なります。関東圏においては、小学校3年生ないし小学校卒業まで補助される自治体がほとんどのようですが、中学校卒業まで負担が無い自治体もあります。各自治体の子育てに対する考え方や財政状況が反映されているといっいいでしょう。

2. 長寿医療制度の創設

これまでの老人保健制度に代わり4月1日からスタートした制度ですが、その前日まで「後期高齢者医療制度」と呼ばれていました。その旧名称については、「年齢で区別するとは何事か」、「早く死ねと言わんがばかりだ」、「75歳以上は切捨てか」といったイメージにつながり、批判が相次いでいました。私自身も従来のネーミングには違和感がありました。もっとふさわしい名称はなかったのかと考えておりましたので、名称が変更になったことに驚きはありませんでしたが、もっと早い時期に決定していれば混乱も少なかったのと思います。実際、ネーミングとしては「長寿医療制度」に変更しながらも、公的文書など正式な名称は引き続き「後期高齢者医療制度」とするようです。なんともドタバタしたスタートですが、これもねじれ国会の影響でしょうか。以下に概略を説明していきます。

(1) 運営主体

都道府県ごとに、その区域内の全ての市区町村が加入して設立した「後期高齢者医療広域連合」が運営し、資格管理、保険料賦課や医療給付などを行います。各市区町村においては、申請の受付や保険料徴収を行います。

(2) 対象

対象（被保険者）は、75 歳以上の方および 65 歳から 74 歳で一定の障害の状態にあり認定を受けた方となります。

(3) 手続き

加入の手続きは必要ありませんが、障害をお持ちの 65 歳以上の方は、認定を受けるために申請が必要です。また、被用者保険の被保険者もしくは被扶養者が 75 歳に到達した場合、資格喪失届や被扶養者異動届の提出が必要です。（政府管掌健康保険の場合、あらかじめ内容をプリントした用紙が送付されます。）

なお、その他に次のような注意点があります。

- ① 4 月 1 日以降に 75 歳の誕生日を迎える方には、誕生日までに被保険者証が郵送されます。
- ② 長寿医療制度への加入により、これまで加入していた国民健康保険や被用者保険の資格は喪失します。
- ③ 被用者保険に加入していた方が、長寿医療制度の被保険者になった場合、被保険者が資格を喪失してしまうため、被扶養者の方は被用者保険に継続して加入することはできません。そのため被扶養者の方が 75 歳未満の場合は、新たに国民健康保険への加入が必要です。

(4) 自己負担割合

これまでの老人保険制度と変わらず、現役並み所得者は 3 割、それ以外の方は 1 割です。

(5) 高額医療・高額介護合算制度

同一世帯に介護保険の受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が自己負担限度額を超える場合に、申請することによって支給されます。上限額は年額で判断し、通常は年 56 万円が上限となります。

(6) 保険料額

保険料の額は、所得に応じた「所得割」と等しく負担する「均等割」の合計額になります。保険料は各自治体（各後期高齢者医療広域連合）が医療の給付に応じて 2 年ごとに条例で定めます。なお、3 月 28 日現在の保険料は全国平均 6,000 円で、最高は神奈川県の 7,700 円、最低は青森県の 3,900 円とおおよそ 2 倍の開きがあります。（いずれも都道府県ごと 1 人当たり平均額）また、どんなに所得が高くても、年間 50 万円が最高額となります。なお、以下の通り保険料の軽減措置があります。

- ① 被保険者になる前日に「被用者保険の被扶養者」であった方
加入から 2 年間は、被保険者均等割額が 5 割軽減されます。また、これに加えて国の特別対策により、本年 9 月までは保険料が無料となり、10 月から平成 21 年 3 月までは、保険料が 9 割軽減されます。
- ② 所得が低い方
所得に応じて、7 割、5 割、2 割の軽減があります。

(7) 保険料納付

保険料は、被保険者全員が個人単位で納付します。原則として年金から控除（天引き）されます。ただし、年金額が 18 万円未満の方や介護保険料と長寿医療保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超える方については、年金からの控除は行わず、納付書や口座振替等により納付します。

※ 長寿医療制度の手続き等につきましては、運営主体である各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」や各市区町村によって異なるケースが考えられますのでご了承ください。

<著者プロフィール>

川面 康 氏

プラスコンサルティングサービス株式会社 代表取締役

人事労務コンサルタント

社会保険労務士 （埼玉県社会保険労務士会所属）

立教大学法学部卒業、みずほ銀行、アクタスマネジメントサービスを経て現職。

社会保険、労働保険のご相談はもちろんのこと、人事評価制度や給与・退職金制度の構築を通じて、企業をポジティブに活性化させるための実践的なコンサルティングを提供しています。また、銀行での豊富な勤務経験により、金融商品や融資のアドバイスから銀行との上手な付き合い方まで、幅広いサポートを行っています。

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

◇メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部>までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488